

リフォームに省エネという選択



**グリーン**  
リフォームローン

技術基準・物件検査のご案内



住まいのしあわせを、ともにつくる。

**住宅金融支援機構**

2025年4月

# 目次

1	【グリーンリフォームローン】の概要	1
2	必要な工事(要件工事)	2
3	適合証明手続の流れ	4
4	物件検査の申請先	5
5	物件検査申請の提出書類(リフォーム工事前)	6
6	工事完了報告の提出書類(リフォーム工事後)	8
7	物件検査申請の提出書類の記載例	9
8	その他資料	13

## ～本ご案内をご利用いただくにあたって～

本ご案内では、融資の対象となる工事のうち必ず行っていただく工事(要件工事)の技術基準や物件検査の手続等に関する内容についてご案内します。

### 融資の対象工事

#### 必要な工事(要件工事)

エネルギー消費性能向上工事  
【グリーンリフォームローン】  
または  
【グリーンリフォームローン】S

#### その他の融資対象となる リフォーム工事

・増改築工事  
・修繕・模様替え等

必要な工事(要件工事)以外の融資の対象となるリフォーム工事の内容や、融資限度額および融資手続等の詳細は、住宅金融支援機構ホームページ(<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/grl/index.html>)にて別途ご案内しています。

融資の詳細



## 手続確認チェックリスト

本ご案内にて、【グリーンリフォームローン】の技術基準および物件検査手続等をご確認いただき、各手続等を行う前に、以下のチェックリストにて、各手続等に必要な事項の最終確認を行ってください。

### 次の内容を確認して、物件検査を申請しましょう。

確認事項	参照ページ	確認後 チェック
実施するリフォーム工事は、要件工事を満たしていますか	P. 2～3	<input type="checkbox"/>
物件検査申請の必要書類は揃っていますか	P. 6～7	<input type="checkbox"/>
申請する適合証明検査機関を確認しましたか	P. 5	<input type="checkbox"/>

### リフォーム工事を着工する前に、次の内容を確認しましょう。

確認事項	参照ページ	確認後 チェック
工事前、工事中 <sup>※</sup> 、工事後の写真の撮影方法 <small>※工事中の写真の提出はリフォーム工事後に工事を実施したことが確認できない場合に限りです。</small>	P. 4	<input type="checkbox"/>

### 工事が完了したら、次の内容を確認して、適合証明検査機関に完了報告を行いましょう。

確認事項	参照ページ	確認後 チェック
工事完了報告の書類は揃っていますか	P. 8	<input type="checkbox"/>
工事前、工事中 <sup>※</sup> 、工事後の写真は正しく撮影できていますか <small>※工事中の写真の提出はリフォーム工事後に工事を実施したことが確認できない場合に限りです。</small>	P. 8	<input type="checkbox"/>



# 1 【グリーンリフォームローン】の概要

【グリーンリフォームローン】とは、一定の基準を満たす省エネリフォームに対する全期間固定金利のリフォーム融資です。【グリーンリフォームローン】Sとは、【グリーンリフォームローン】をお申込みのお客さまが、さらに省エネルギー性能の高いリフォーム工事を行う場合に、【グリーンリフォームローン】のお借入れ金利を一定期間引き下げる制度です。

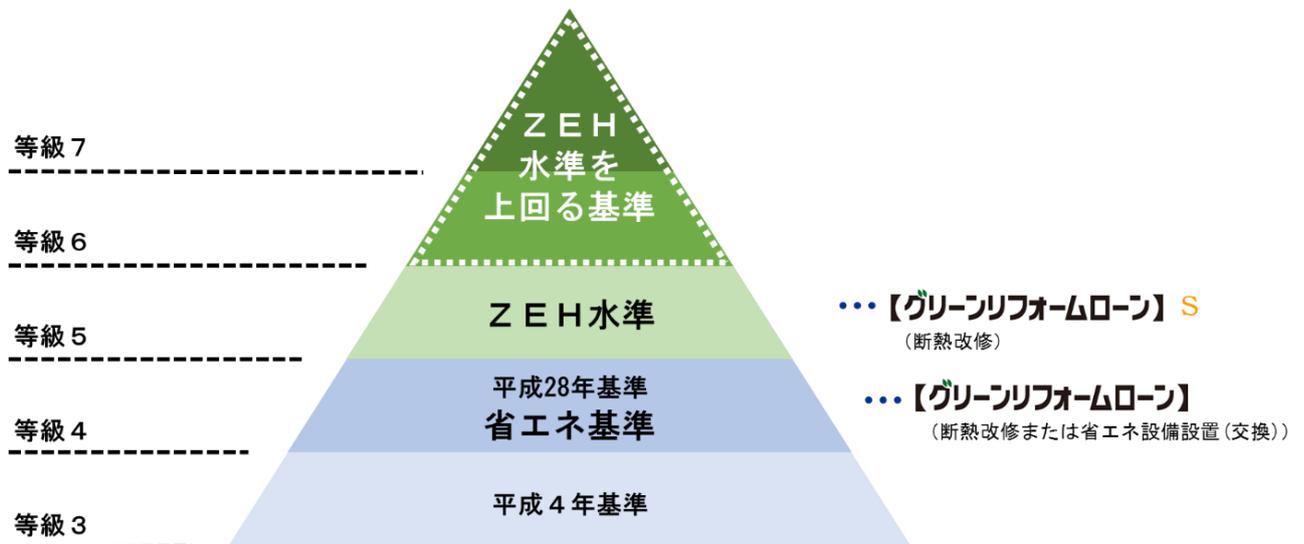
## 【グリーンリフォームローン】

- 「断熱改修」して省エネ基準を満たすリフォーム
- 「省エネ設備」を設置（交換）するリフォーム

## 【グリーンリフォームローン】S

- 「断熱改修」してZEH水準を満たすリフォーム

### 断熱等性能等級



## 2 必要な工事(要件工事)

### 【グリーンリフォームローン】に必要な工事

【グリーンリフォームローン】をご利用いただく場合は、1または2のいずれかの工事を実施することが必要です。

1 断熱改修工事	
必要となる工事(アまたはイ)	工事の要件 <sup>※1</sup>
ア 外気に接する開口部(窓・ドア)の工事 (一箇所以上)	工事後の工事箇所が省エネ基準(仕様基準) <sup>※2</sup> を満たす工事 ☞省エネ基準(仕様基準)15～20ページ参照
イ 外気に接する壁、天井、屋根または床 のいずれかの部位に対する断熱材の工 事(部位の一部でも可)	次のいずれかにあてはまること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事後の工事箇所が省エネ基準(仕様基準)<sup>※2</sup>を満たす工事 ☞省エネ基準(仕様基準)15～20ページ参照</li> <li>・ 工事箇所に対して一定量以上の断熱材を設置または交換する工事 ☞一定量以上の断熱材13ページ参照</li> </ul>

※1 上記アまたはイの工事を行い、工事後の住宅全体の外皮性能が省エネ基準<sup>\*</sup>を満たす工事を行う場合も対象となります。

<sup>\*</sup>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年1月29日経済産業省、国土交通省令第1号)第1条第1項第2号イで定める基準

※2 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)の1で定める基準

省エネ基準に適合する断熱材(断熱建材協議会)

省エネ基準に適合する建材の一部を断熱建材協議会のホームページにてご確認ください。

[https://dankenkyou.com/energy\\_saving.html](https://dankenkyou.com/energy_saving.html)



### 2 省エネ設備設置(交換)工事

対象設備 (ア～クのいずれか)	性能に関する基準				
高効率給湯機 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>ア 電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)</td> </tr> <tr> <td>イ 潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)</td> </tr> <tr> <td>ウ 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)</td> </tr> <tr> <td>エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリット給湯機)</td> </tr> </table>	ア 電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	イ 潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)	ウ 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)	エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリット給湯機)	アからエまでのいずれかの設置又は交換
ア 電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)					
イ 潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)					
ウ 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)					
エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリット給湯機)					
オ 太陽光発電設備 <sup>※4</sup>	・太陽電池アレイシステム容量が1kW以上(JIS等に基づく測定・記載による)のもの ※全量売電の場合は対象外				
カ 太陽熱利用設備 <sup>※4</sup>	・子育てグリーン住宅支援事業で対象としている設備 <sup>※3</sup> ※上記以外のもので次の設備は対象となります。 ・ JIS A 4111(太陽熱温水器)に規定される自然循環形太陽熱温水器でエネルギー消費性能計算プログラム( <a href="https://house.app.lowenergy.jp/">https://house.app.lowenergy.jp/</a> )で評価できるもの				
キ 高断熱浴槽 <sup>※4</sup>	・子育てグリーン住宅支援事業で対象としている設備で対				

## 2 省エネ設備設置(交換)工事

対象設備 (ア～クのいずれか)	性能に関する基準
	象としている設備 <sup>※3</sup> ・ JIS A 5532(浴槽)に規定される「高断熱浴槽」と定義された浴槽の性能を満たすもの
ク コージェネレーション設備 <sup>※4</sup> (エネファーム)	・ 一次エネルギー消費量計算プログラムで省エネ効果を評価できる設備 <sup>※5</sup>

※3 子育てグリーン住宅支援事業で対象としている設備は、国土交通省ホームページ(<https://kosodate-green.mlit.go.jp/reform/point3.html>)よりご確認ください。

※4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等(平成28年国土交通省告示第265号)に定める計算方法において、設計一次エネルギー消費量の削減に寄与する設備(一次エネルギー消費量計算プログラム)

※5 対象となる設備は、(一社)住宅性能評価・表示協会ホームページ(<https://shoeneikiportal.hyoukakyukai.or.jp/#/cogenerations>)よりご確認ください。

### 子育てグリーン住宅支援事業で対象としている設備 (国土交通省)

子育てグリーン住宅支援事業で対象としている設備を国土交通省のホームページにてご確認ください。



<https://kosodate-green.mlit.go.jp/reform/point3.html>

### コージェネレーション設備 (一社)住宅性能評価・表示協会)

対象となるコージェネレーション設備は、(一社)住宅性能評価・表示協会ホームページにてご確認ください。



<https://shoeneikiportal.hyoukakyukai.or.jp/#/cogenerations>

## 【グリーンリフォームローン】Sに必要な工事

【グリーンリフォームローン】Sをご利用いただく場合は、次の工事を実施する必要があります。

### 住宅内の一の区画<sup>※1</sup>をZEH水準(仕様基準)<sup>※3</sup>とする断熱改修工事

必要となる工事(アおよびイ)	工事後の要件 <sup>※2</sup>
ア 区画内の外気に接する開口部(窓・ドア等)の工事 (一箇所以上)	次の全ての外皮性能が <b>ZEH水準(仕様基準)<sup>※3</sup></b> を満たすこと。 ・ 区画内の外気に接する <b>全ての開口部</b> ・ 工事個所の <b>部位</b> (区画内の外気に接する壁、天井、屋根または床)の <b>全体</b> (ZEH水準(仕様基準)21～24ページ参照)
イ 区画内の外気に接する壁、天井、屋根または床のいずれかの部位に対する <b>断熱材の工事</b> (部位の一部でも可)	

※1 区画とは、住宅内の一以上の居室を含む区画(壁、床、天井、窓、ドア等で区切られた空間)をいいます。

※2 上記アまたはイの工事を行い、工事後の住宅全体の外皮性能がZEH水準<sup>\*</sup>を満たす工事を行う場合も対象となります。

<sup>\*</sup>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年1月29日経済産業省、国土交通省令第1号)第10条第2号イで定める基準

※3 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)の1の(2)のイ若しくはロ及び(3)に定める基準

### 【グリーンリフォームローン】Sに必要な工事のイメージ

(壁の断熱を行った場合)

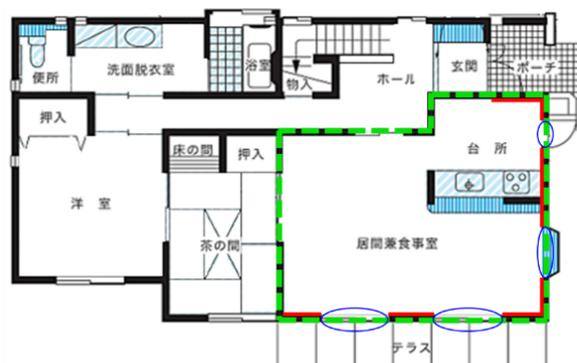
--- 一の区画の範囲

— 壁断熱 (ZEH水準)

※ 区画内の外気に接する壁(赤いライン部分)は全てZEH水準とする必要があります(工事箇所は部位の一部でも可)。

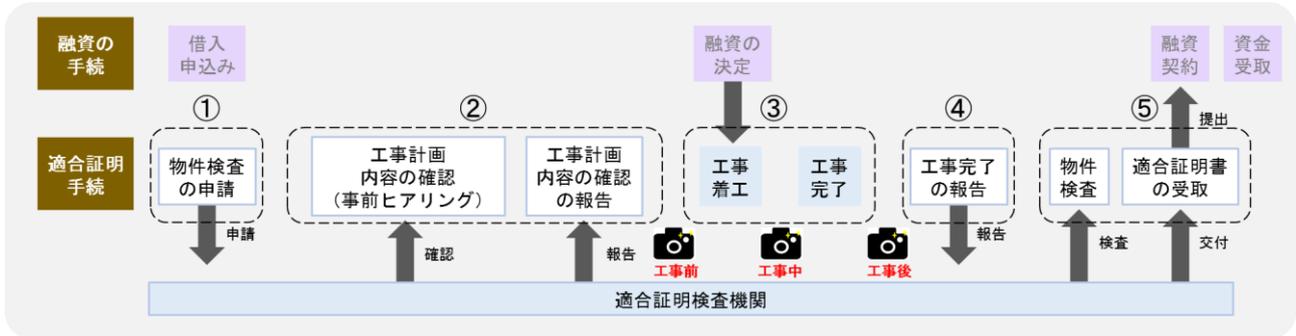
○ 開口部断熱 (ZEH水準)

※ 区画内の外気に接する開口部(青い丸囲み部分)は全てZEH水準とする必要があります(工事箇所は1箇所でも可)。



### 3 適合証明手続の流れ

適合証明手続の流れは以下のとおりです。



- ① 適合証明検査機関へ物件検査の申請を行います。
- ② 適合証明検査機関が申請書類および事前ヒアリング等による工事計画内容の確認を行い、確認結果を報告します。確認結果の報告を受けた後、工事を着工します。
- ③ **工事に際して、全ての工事(要件工事以外の工事を含まず)の工事前・工事中<sup>\*</sup>・工事後の写真撮影が必要です。**  
※ 工事中の写真の撮影は、リフォーム工事後に工事を実施したことが確認できない場合に限りです。  
 (例)仕上げ材で隠蔽される断熱材や配管の工事
- ④ リフォーム工事完了後、適合証明検査機関へ工事完了の報告を行います。
- ⑤ 適合証明検査機関が、現地にて物件検査を行い、リフォーム工事完了後の住宅が【グリーンリフォームローン】または【グリーンリフォームローン】Sの技術基準に適合していることを確認します。物件検査に合格した場合は、適合証明書が交付されます。  
※一定の条件を満たす場合はリフォーム工事後の「適合証明検査」を省略できる場合があります。詳しくは、住宅金融支援機構ホームページ([https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu\\_reform\\_kensa.html](https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu_reform_kensa.html))でご確認ください。

#### 補足事項

#### 工事写真の撮影について

工事完了の報告(上記④)において、融資の対象となる**全ての工事(要件工事以外の工事を含まず)**における、**工事前・工事中<sup>\*</sup>・工事後**の工事写真の提出が必要となります。写真に不足があると適合証明書が発行されない場合がありますので、十分にご注意ください。

- \* 工事中の写真の撮影は、リフォーム工事後に工事を実施したことが確認できない場合に限りです。  
 (例)仕上げ材で隠蔽される断熱材や配管の工事

工事写真は、「撮影日」および「建物名<sup>※1</sup>」を記載した黒板、画用紙等を、リフォーム工事実施箇所と一緒に撮影してください<sup>※2</sup>。

※1 一戸建ての場合は「建物の所在地(地名地番または住居表示)」を、一戸建て以外(連続建て、重ね建ておよび共同建て)の場合は「建物名および住戸番号」を記載してください。

※2 写真加工ソフト等により「撮影日」または「建物名」を写真に後から追記することは許容されません。

添付する写真のイメージ(窓の交換工事の場合)

工事前	工事後
<p>撮影日：○年○月○日 所在地：○市○町 ○番地-○</p>	<p>撮影日：○年×月×日 所在地：○市○町 ○番地-○</p>

## 4 物件検査の申請先

グリーンリフォームローンの物件検査を取り扱っている適合証明検査機関が物件検査を行います。



- ・適合証明技術者は、【グリーンリフォームローン】および【グリーンリフォームローン】Sの物件検査を行っていません。
- ・申請先の適合証明検査機関は、住宅金融支援機構ホームページに一覧表(PDF ファイル)を掲載しています。  
( <https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/index.html> )
- ・物件検査手数料は、お客さまの負担となります。物件検査手数料は、適合証明検査機関によって異なります。



申請先検査機関



## 5 物件検査申請の提出書類（リフォーム工事前）

申請内容に応じて、次の書類を適合証明検査機関に提出してください。

提出書類		部数	備考
全 て の 方	住宅改良工事適合証明申請書（第一面～第二面） [適改工第1号書式] ※1	1	
	建物の登記事項証明書の写し	1	建物の登記簿謄（抄）本の写しでも可
グ リ ン リ フ ォ ー ム ロ ー ン を 利 用 す る 方	住宅改良工事適合証明申請書 別紙1 [適改工第1号書式] ※1※2	1	
	次のいずれか		
	● 開口部（窓・ドア等）の工事をする場合		
	開口部（窓・ドア等）の仕様がわかる資料	1	製品カタログ等
	● 断熱材の工事をする場合		
	省エネ基準（仕様基準）※3を満たす工事		
	断熱材の仕様（熱抵抗値、熱貫流率または熱伝導率* わかる資料 * 熱伝導率による場合は、断熱材の厚さがわかる資料も必要 です。	1	製品カタログ等
	一定量以上の断熱材を設置または交換する工事		
	断熱材の熱伝導率と使用量（立方メートル）がわかる 資料	1	製品カタログ、設計図面等
	● 省エネ設備の設置または交換工事をする場合		
設置する設備がわかる資料	1	製品カタログ等	
● 住宅全体を省エネ基準※4とする断熱改修工事をする場合			
設計図書、計算書等	1		

※1 各書式は、住宅金融支援機構ホームページからダウンロードできます。（<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/grl/doc.html>）

※2 国等の補助事業の申請書で性能値等がわかる場合には、当該申請書の代わりに提出することも可能です。

（補助事業の例）子育てグリーン住宅支援事業等

※3 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）

※4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イで定める基準

（注）上表の書類以外にも審査に必要な書類や設計図書の提出をお願いすることがあります。

書式ダウンロード



提出書類		部数	備考
グリーンリフォームロ-ンSを利用する方	住宅改良工事適合証明申請書 別紙2 [適改工第1号書式] ※1※2	1	
	次のいずれか		
	● 住宅の一の区画をZEH水準(仕様基準)※3とする断熱改修工事をした場合		
	設定した一の区画がわかる資料	1	平面図等
	設置する開口部(窓・ドア等)の仕様分かる資料	1	製品カタログ等
	断熱材の仕様(熱抵抗値、熱貫流率または熱伝導率*)がわかる資料 * 熱伝導率による場合は、断熱材の厚さがわかる資料も必要です。	1	製品カタログ等
	● 住宅全体をZEH水準※4とする断熱改修工事をする場合		
設計図書、計算書等	1		
設置する開口部(窓・ドア等)もしくは断熱材の仕様(熱抵抗値、熱貫流率または熱伝導率*)がわかる資料 * 熱伝導率による場合は、断熱材の厚さがわかる資料も必要です。	1	製品カタログ等	

※1 各書式は、住宅金融支援機構ホームページからダウンロードできます。( <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/grl/doc.html> )

※2 国等の補助事業の申請書で性能値等がわかる場合には、当該申請書の代わりに提出することも可能です。  
(補助事業の例)子育てグリーン住宅支援事業等

※3 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)の1の(2)のイ若しくはロ及び(3)に定める基準

※4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年1月29日経済産業省、国土交通省令第1号)第10条第2号イで定める基準  
(注)上表の書類以外にも審査上必要な書類や設計図書の提出をお願いすることがあります。

書式ダウンロード



## 6 工事完了報告の提出書類（リフォーム工事後）

リフォーム工事後に、申請内容に応じて、次表の書類を適合証明検査機関に提出してください。

提出書類		部数	備考
全ての方	住宅改良工事完了報告書 [参考書式] <sup>※1</sup>	1	
	住宅改良工事完了報告書 別紙1～5 [参考書式] <sup>※1</sup>	1	リフォーム工事箇所の工事前、工事中* および工事後の工事写真が添付されていること。 * 工事中の写真の提出は、リフォーム工事後に 工事を実施したことが確認できない場合に限り ます。 (例)仕上げ材で隠蔽される断熱材や配管の工事
一定以上の断熱材を 設置または交換する 工事を行った方	施工された断熱材の使用量 (立方メートル)がわかる資料	1	国等の補助事業 <sup>※2</sup> の納品証明書・施 工証明書、断熱材の納品書等
建築確認が必要な 工事を行った方	検査済証の写し	1	検査済証が未交付の場合は、適合証 明までに検査済証が交付されること。

※1 各書式は、住宅金融支援機構ホームページからダウンロードできます。( <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/grl/doc.html> )

※2 (補助事業の例)子育てグリーン住宅支援事業等

(注1)適合証明申請時の提出書類に変更がある場合は、該当する書類を併せて提出してください。

(注2)上表の書類以外にも審査上必要な書類や設計図書の提出をお願いすることがあります。

書式ダウンロード



### 補足事項

#### 工事写真の撮影について

「住宅改良工事完了報告書 別紙2～4」には、融資の対象となる**全ての工事(要件工事以外の工事を含みます。)**における、**工事前・工事中\*・工事後**の工事写真を添付する必要があります。写真に不足があると適合証明書が発行されない場合がありますので、十分にご注意ください。

\* 工事中の写真の提出は、リフォーム工事後に工事を実施したことが確認できない場合に限り  
ます。  
(例)仕上げ材で隠蔽される断熱材や配管の工事

工事写真は、「撮影日」および「建物名<sup>※1</sup>」を記載した黒板、画用紙等を、リフォーム工事実施箇所と一緒に撮影されていることを確認してください<sup>※2</sup>。

※1 一戸建ての場合は「建物の所在地(地名地番または住居表示)」を、一戸建て以外(連続建て、重ね建ておよび共同建て)の場合は「建物名および住戸番号」を記載してください。

※2 写真加工ソフト等により「撮影日」または「建物名」を写真に後から追記することは許容されません。

添付する写真のイメージ (窓の交換工事の場合)

工事前	工事後
<p>撮影日：○年○月○日 所在地：○○市○○町 ○番地-○</p>	<p>撮影日：○年×月×日 所在地：○○市○○町 ○番地-○</p>

# 7 物件検査申請の提出書類の記載例

## ■ 全ての方

[適改工第1号書式]

### 住宅改良工事適合証明申請書 (リフォーム融資・財形住宅融資) (第一面)

「リフォーム融資」に○をしてください。

手数料請求先 会社名: **フラット設計事務所** 所属/担当者名: **リフォーム**  
住所: 〒(000-0000) **東京都世田谷区〇〇町1-2-30** 電話: 00-0000

【手数料請求先 会社名】

次のいずれかの場合にご記入ください。

- ・物件検査手数料の請求先が申請者と異なる場合
- ・申請者以外が手続をする場合

独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び申請書第一面の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第一面と同意の上、次のとおり適合証明を申請します。なお、当申請書及び添付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。

検査機関名 **独立確認センター** 申請日 令和 **6** 年 **4** 月 **1** 日

#### 申請者

郵便番号 〒( **000** - **0000** )  
現住所 **東京都西東京市〇〇町1-2-30**  
電話番号 ( **000** ) - ( **000** ) - ( **0000** )  
申請者名 **改良 太郎** 担当者 ( **修繕 花子** )

【申請者】

融資申込本人以外の方でも申請者になることができます。

連名による申請も可能です。

#### 連絡事項

※検査機関受付欄	※工事計画確認			※適合証明		
	検査者名	決裁者名	整理簿等記録照合欄	検査者名	決裁者名	整理簿等記録照合欄
	※備考欄			※判定欄		
	<b>記入不要です。</b>			(証明年月日及び番号)		
				令和	年	月
				第		号

#### <記載上の注意>

- 1 申請者は、申請書標題の下にある「(リフォーム融資・財形住宅融資)」のうち希望する種別を○で囲うとともに、太枠内を記入してください(※印の欄は記入しないでください)。
- 2 本申請書は、第一面から第二面までの2枚で1組です。グリーンリフォームローンの場合は別紙1又は別紙2も併せてご提出ください。
- 3 必ず、第一面の「申請者確認事項」及び「個人情報の取扱い」をご確認ください。

#### <申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)のリフォーム融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について「リフォーム融資のご案内」又は「グリーンリフォームローンのご案内」により確認しています。
  - (1) 工事等工前に工事内容などについて、検査機関の確認を受けること
  - (2) リフォーム融資に適用される技術的基準に適合していること
  - (3) 住宅の床面積、所有者等についての要件に適合していること
- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないことや住宅の性能を保證するものではないことを承知しています。
- 3 申請内容に虚偽・不正があった場合は検査を中止することがあることを承知しています。

#### <個人情報の取扱い>

- 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的  
検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
  - (1) 業務内容
    - ア 工事の内容を調査し、機構のリフォーム融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
    - イ その他これらに付随する業務
  - (2) 利用目的
    - 適合証明書作成の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。
      - ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため
      - イ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
      - ウ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供  
検査機関は、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客様から提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客様の同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の取扱い</li> <li>・機構が行う融資対象となる住宅等の審査及びその他の事務</li> <li>・住宅ローンや住宅関連の情報提供</li> <li>・市場調査や分析・統計の実施</li> <li>・アンケートの実施等による住宅金融支援機構に関連する商品やサービスの研究・開発</li> </ul>	適合証明申請書に記載されたお客様の属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に係る住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、調査の結果等)

2025年4月

[適改工第1号書式]

住宅改良工事適合証明申請書  
(リフォーム融資 財形住宅融資)

【建物の所在地】

正確な情報を記入してください。  
間違いがある場合、融資を受けられない  
場合があります。

(第二面)

申請住宅等及びその敷地に関する事項

1.建物の所在地	地名地番	東京都西東京市〇〇町1234	
	住居表示	東京都西東京市〇〇町1-2-30	
2.構造	<input checked="" type="checkbox"/> 1木造 <input type="checkbox"/> 3準耐火 <input type="checkbox"/> 5耐火		
3.階数	地上	2 階	地下 0 階
4.戸建型式等	<input checked="" type="checkbox"/> 1→戸建て <input type="checkbox"/> 2連続建て <input type="checkbox"/> 3重ね建て <input type="checkbox"/> 4共同建て		
5.工期	着工予定日	令和 6 年 4 月 15 日	完了予定日
	令和 6 年 5 月 1 日		
6.工事施工者	氏名又は名称	フラット設計事務所	
	電話番号	( 00 )-( 0000 )-( 0000 )	担当者
		リフォーム部 佐藤 花子	
7.建築確認申請の有無	<input type="checkbox"/> 1有 <input checked="" type="checkbox"/> 2無		

申請住宅等の規模に関する事項 ※床面積の確認が必要な場合に限り記載してください。

1.改良前建物の面積	a. 住宅部分面積		m <sup>2</sup>
2.住宅改良部分の面積	b. 増築面積		m <sup>2</sup>
	c. 改築面積		m <sup>2</sup>
	d. 除去面積(改築による除去を含む。)		m <sup>2</sup>
3.改良後建物の面積	e. 住宅部分面積(a+b+c-d)		m <sup>2</sup>

記入不要です。

改良工事の内容

耐震改修工事	<input type="checkbox"/> 1耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいた計画の認定を受けた計画) <input type="checkbox"/> 2耐震補強(判定方法を選択) <input type="checkbox"/> 3耐震診断の結果(これから初めてやるものを除きます。) <input type="checkbox"/> イ 評価方法基準 <input type="checkbox"/> ウ 一般診断法又は精密診断法(一戸建ての住宅で、工事実施前の住宅のlwf値が) <input type="checkbox"/> エ 一般診断法又は精密診断法(工事実施後の住宅のlwf値が1.0未満の場合に限る) <input type="checkbox"/> オ 国、地方公共団体等が認めた診断法	【エネルギー消費性能向上工事】 融資種別に応じて選択する要件工事に チェックを入れて下さい。
	<input checked="" type="checkbox"/> 1エネルギー消費性能向上工事(グリーンリフォームローンの要件に適合する工事) ※詳細を「別紙1」に記載してください。 <input type="checkbox"/> ア 住宅全体の断熱性能を省エネ基準(断熱等性能等級4相当)以上にする断熱改修工事 <input type="checkbox"/> イ 天井(屋根)、壁又は床のいずれかに対する断熱改修工事 (省エネ基準(仕様基準)) <input type="checkbox"/> ウ 天井(屋根)、壁又は床のいずれかに対する断熱改修工事 (一定量以上の断熱材を充填する工事) <input type="checkbox"/> エ 開口部に関する工事(省エネ基準(仕様基準)) <input checked="" type="checkbox"/> オ 一定の要件を満たす省エネルギー設備等の設置工事 <input type="checkbox"/> 2優良なエネルギー消費性能向上工事(グリーンリフォームローンの要件に適合する工事) ※詳細を「別紙1」に記載してください。 <input type="checkbox"/> ア 住宅全体の断熱性能を誘導基準(断熱等性能等級5相当)以上にする断熱改修工事 <input type="checkbox"/> イ 区画に面する次の①及び②の部分誘導基準(仕様基準)以上にする断熱改修工事 ①開口部 ②壁・天井(屋根)又は床	
高齢者居住環境改善工事	<input type="checkbox"/> 部分的リアフリー工事 <input type="checkbox"/> 7. 床の段差の解消 <input type="checkbox"/> イ 廊下及び居室の出入口の幅 <input type="checkbox"/> ウ. 浴室及び階段の手すり設置 <input type="checkbox"/> ア 住宅全体又は非居室(※)に設置するドア、壁、床、屋根又は天井 <input type="checkbox"/> イ 内窓を設置する工事又は <input type="checkbox"/> 2非居室(※)について行う次の <input type="checkbox"/> ア 据え付け式の暖房機又は <input type="checkbox"/> イ 便所に暖房便座又は温水 <input type="checkbox"/> ウ 浴室をユニットバスにする工事	【その他の融資対象リフォーム工事】 上記の「エネルギー消費性能向上工事」以外の融資対象とする全ての リフォーム工事項目を記載してください。 ※キッチン、トイレ等の設備を交換・新設する工事は「改築工事」を 選択してください。
その他の融資対象リフォーム工事	<input type="checkbox"/> 増築工事 <input checked="" type="checkbox"/> 改築工事 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替え工事 <input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 寝室等 <input checked="" type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 食事室 <input type="checkbox"/> 洗面・浴室 <input checked="" type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> その他( ) 工事の内容 ※その他の融資対象とする全てのリフォーム工事項目を記載してください。 キッチン交換工事、LED照明交換工事、節水型トイレ交換工事	

記入不要です。

記入不要です。

(※)浴室、脱衣室、洗面所、便所及び廊下のうちいずれか一箇所以上

2025年4月

# ■ 【グリーンリフォームローン】を申請する方

複数のエネルギー消費性能向上工事を行う場合であっても、いずれかひとつの要件を満たす工事を選択してください。

[別紙1]

グリーンリフォームローンの要件に適合する工事

※リフォーム工事後の性能を記載してください。

要件となるエネルギー消費性能向上工事：ア～オのいずれかの工事を実施すること

**ア 住宅全体の断熱性能が省エネ基準(断熱等性能等級4相当)以上に適合する断熱改修工事** ※各部位の一部でも可

断熱改修工事に係るリフォーム工事箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 開口部	<input type="checkbox"/> 屋根・天井	<input type="checkbox"/> 壁	<input type="checkbox"/> 床	<input type="checkbox"/> その他
リフォーム工事後の性能	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム工事後の設計図書、計算書、仕様書等により省エネ基準に適合				

【施工箇所等】

平面図を提出しない場合、施工部位を「備考」欄に記入してください。

**イ 天井(屋根)、壁又は床のいずれかに対する断熱改修工事(省エネ基準(仕様基準))** ※各部位

製品名(又は断熱材の種類)及び熱抵抗値(又は熱伝導率及び厚さ)を記入してください					
	製品名(又は断熱材の種類)	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> ・K/W)	熱伝導率 (W/m <sup>2</sup> ・K)	厚さ (mm)	施工箇所等
<input type="checkbox"/>	天井(屋根)				
<input type="checkbox"/>	壁				
<input checked="" type="checkbox"/>	床	●●フォーム	2.4		リビング南側 外壁
<input type="checkbox"/>	床(基礎断熱工法の場合)				

**ウ 天井(屋根)、壁又は床のいずれかに対する断熱改修工事(一定量以上の断熱材を充填する工事)**

次の熱伝導率に応じた使用量の基準を選択してください						
	一戸建て		共同建て、重ね建て、連続建て		施工箇所等	
	熱伝導率 (W/m <sup>2</sup> ・K)	使用量の基準 (m <sup>3</sup> )	熱伝導率 (W/m <sup>2</sup> ・K)	使用量の基準 (m <sup>3</sup> )		
<input type="checkbox"/>	天井(屋根)	<input type="checkbox"/> 0.052以下 <input type="checkbox"/> 0.034以下	3.0以上 1.8以上	<input type="checkbox"/> 0.052以下 <input type="checkbox"/> 0.034以下	2.0以上 1.3以上	
<input checked="" type="checkbox"/>	壁	<input checked="" type="checkbox"/> 0.052以下 <input type="checkbox"/> 0.034以下	3.0以上 2.0以上	<input type="checkbox"/> 0.052以下 <input type="checkbox"/> 0.034以下	0.9以上 0.6以上	リビング南側 外壁
<input type="checkbox"/>	床	<input type="checkbox"/> 0.052以下 <input type="checkbox"/> 0.034以下	1.5以上 1.0以上	<input type="checkbox"/> 0.052以下 <input type="checkbox"/> 0.034以下	1.3以上 0.8以上	
<input type="checkbox"/>	床(基礎断熱工法の場合)	<input type="checkbox"/> 0.052以下 <input type="checkbox"/> 0.034以下	0.45以上 0.3以上	<input type="checkbox"/> 0.052以下 <input type="checkbox"/> 0.034以下	0.195以上 0.12以上	

**エ 開口部に関する工事(省エネ基準(仕様基準))** ※一箇所以上

	「製品名」、「建具とガラスの種類(窓)」又は「枠と戸の種類(ドア)」	熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> ・K)	施工箇所等
<input type="checkbox"/>	窓の交換工事		
<input type="checkbox"/>	ドアの交換工事		
<input checked="" type="checkbox"/>	開口部に付属部材、ひさし、軒等を設ける工事	設置する部材	外付けフラインド リビング南側 開口部

**オ 一定の要件を満たす省エネルギー設備等の設置工事**

設置する設備を選択してください		施工箇所等
<input checked="" type="checkbox"/>	① 電気ヒートポンプ給湯機	東側 外壁
<input type="checkbox"/>	② 潜熱回収型ガス給湯機	
<input type="checkbox"/>	③ 潜熱回収型石油給湯機	
<input type="checkbox"/>	④ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	
<input type="checkbox"/>	⑤ 太陽光発電設備	
<input type="checkbox"/>	⑥ 太陽熱利用設備	
<input type="checkbox"/>	⑦ 高断熱浴槽	
<input type="checkbox"/>	⑧ コージェネレーション設備	

【留意事項】

- ・選択した部位以外については記載不要です。
- ・国等の補助事業において使用されている型番により性能値を示す場合には、「施工箇所等」欄に当該型番を記入してください。  
なお、イで厚さの情報が登録されていない型番の場合は、併せて断熱材の厚さ(ミリメートル)を、ウの場合は断熱材の使用量(立法メートル)を記入してください。  
(国等の補助事業の例:子育てグリーン住宅支援事業等)
- ・イによる場合で、熱貫流率により基準を確認する場合には、「施工箇所等」欄に性能値を記入してください。

2025年4月

## ■【グリーンリフォームローン】Sを申請する方

[別紙2]

グリーンリフォームローンSの要件に適合する工事

※リフォーム工事後の性能を記載してください。

要件となる優良なエネルギー消費性能向上工事：ア又はイのいずれかの工事を完了する必要があります。

この区画で誘導基準を満たす場合には、必ず「①開口部」及び「②天井（屋根）、壁又は床」の部分の工事を行う必要があります。

ア 住宅全体を誘導基準(断熱等性能等級5相当)以上にする断熱改修工事					
断熱改修工事に係るリフォーム工事箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 開口部	<input type="checkbox"/> 天井(屋根)	<input type="checkbox"/> 壁	<input type="checkbox"/> 床	<input type="checkbox"/>
リフォーム工事後の性能	リフォーム工事後の設計図書、計算書、仕様書等により誘導基準に適合することを確認				
イ 区画に面する次の①及び②の部分(外気に面する部分)を誘導基準(仕様基準)以上にする断熱改修工事					
① 開口部 ※ リフォーム工事後の区画に面する全ての開口部が誘導基準(仕様基準)に適合すること (リフォーム工事前に当該基準に適合している箇所は工事不要だが、1箇所以上の工事が必要)					
	「製品名」、「建具とガラスの種類(窓)又は「枠と戸の種類(ドア)」	熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> ・K)		備考	
<input type="checkbox"/>	窓の交換工事				
<input checked="" type="checkbox"/>	ドアの交換工事	●●ドア 2.3			
<input type="checkbox"/>	開口部に付属部材、ひさし、軒等を設ける工事	設置する部位・部材			
② 天井(屋根)、壁又は床 ※ リフォーム工事後の区画に面するいずれかの部位が誘導基準(仕様基準)に適合すること (リフォーム工事前に当該基準に適合している箇所は工事不要だが、1箇所以上の工事が必要)					
製品名(又は断熱材の種類)及び熱抵抗値(又は熱伝導率及び厚さ)を記入してください					
	製品名(又は断熱材の種類)	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> ・K/W)	熱伝導率 (W/m・K)	厚さ (mm)	備考
<input type="checkbox"/>	天井(屋根)				
<input type="checkbox"/>	壁				
<input checked="" type="checkbox"/>	床	●●フォーム 4.0			
<input type="checkbox"/>	床(基礎断熱工法の場合)				
【留意事項】					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・選択した部位以外については記載不要です。</li> <li>・国等の補助事業において使用されている型番により性能値を示す場合には、「備考」欄に当該型番を記入してください。なお、イ②で厚さの情報が登録されていない型番の場合は、併せて断熱材の厚さ(ミリメートル)を記入してください。(国等の補助事業の例：子育てグリーン住宅支援事業等)</li> <li>・イ②の場合で、熱貫流率により基準を確認する場合には、「備考」欄に性能値を記入してください。</li> <li>・イについては、工事箇所にチェックし、リフォーム工事後の仕様を記入してください。この際、区画に面する開口部又は部位(天井(屋根)、壁又は床)の仕様が複数存在する場合(既存の仕様で誘導基準(仕様基準)を満たしている箇所があった場合等)は、工事を行っていない箇所も含めて、最も断熱性能の低い箇所について記入してください。</li> </ul>					

2025年4月

## 8 その他資料

### 8-1 一定量以上の断熱材の使用量について

【グリーンリフォームローン】の断熱材の使用量に関する基準における、一戸当たりの断熱材の使用量は、断熱材の熱伝導率に応じて、屋根またはその直下の天井並びに外気等に接する天井、壁および床のいずれかの部位について、次の表に掲げる量以上とします。

#### (1)一戸建ての住宅

＜表8-1-1 一戸建て住宅の断熱材の最低使用量＞

熱伝導率λ (単位:W/(m・K))	断熱材の最低使用量(単位:m <sup>3</sup> (立法メートル))			
	屋根※1・天井※2	外壁 (間仕切壁を含む)	床	床 (基礎断熱工法の場合)
0.034超0.052以下	3.0	3.0	1.5	0.45
0.034以下	1.8	2.0	1.0	0.3

例)高性能グラスウール断熱材 GWHG14-38(熱伝導率:0.038)を最上階の天井に施工する場合の最低使用量=3.0m<sup>3</sup>

#### (2) 一戸建て住宅以外

＜表8-1-2 一戸建て住宅以外の断熱材の最低使用量＞

熱伝導率λ (単位:W/(m・K))	断熱材の最低使用量(単位:m <sup>3</sup> (立法メートル))			
	屋根※1・天井※2	外壁 (間仕切壁を含む)	床	床 (基礎断熱工法の場合)
0.034超0.052以下	2.0	0.9	1.3	0.195
0.034以下	1.3	0.6	0.8	0.12

例)吹付け硬質ウレタンフォーム A種1(熱伝導率:0.034)を外壁内側に施工する場合の最低使用量=0.6m<sup>3</sup>

※1 小屋裏または天井裏が外気に通じているものを除きます。

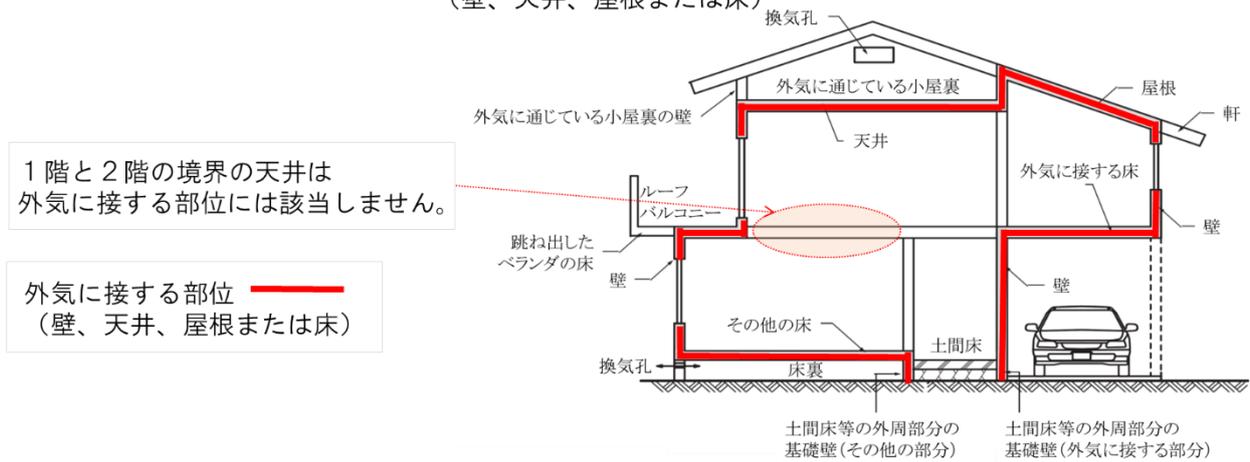
※2 最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用します。

## 8-2 外気に接する部位について

【グリーンリフォームローン】および【グリーンリフォームローン】Sの断熱改修工事における、外気に接する部位は、壁、屋根、床および外気に通じている小屋裏に接する天井、外気に通じている床下空間に接する床等をいいます。2階建ての住宅等における、上下階の居室間の境界となる部位は、外気に接する部位には該当しません。

### 外気に接する部位のイメージ

(壁、天井、屋根または床)



## 8-3 省エネ基準の仕様基準について

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）の 1 で定める基準〈抜粋〉

### 1 開口部の断熱性能・日射遮蔽措置

#### (1) 開口部の断熱性能(熱貫流率の基準値)

開口部の熱貫流率が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であることとします。

〈表 8-3-1 開口部の熱貫流率の基準値〉

	地域の区分			
	1・2・3	4	5・6・7	8
熱貫流率の基準値(単位 W/(m <sup>2</sup> ・K))	2.3	3.5	4.7	



#### 開口部の断熱性能の適用範囲

窓の面積(当該窓が2以上の場合においては、その合計の面積)が単位住戸の床面積の2%以下となるものは断熱性能の基準を適用しないことができる。

地域の区分別の断熱材の熱抵抗及び開口部の熱貫流率に合致する製品の例を、断熱建材協議会ホームページからご確認いただけます。

(断熱建材協議会) [https://dankenkyou.com/energy\\_saving.html](https://dankenkyou.com/energy_saving.html)  
 トップページ>省エネ基準(仕様基準) 断熱材・窓等 製品リスト



#### (2) 開口部の日射遮蔽措置(日射熱取得率、付属部材等の基準)(8-4 ZEH水準 と同じ)

開口部の建具、付属部材及びひさし、軒等が、住宅の種類及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するものであることとします。

〈表 8-3-2 日射熱取得率、付属部材等の基準〉

住宅の種類	地域の区分	建具の種類若しくはその組合せ 又は付属部材、ひさし、軒等の設置に関する事項
一戸建て住宅	1・2・3・4	
	5・6・7	次のイからハのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が 0.59 以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が 0.73 以下であるもの ハ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
	8	次のイからハのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が 0.53 以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が 0.66 以下であるもの ハ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
一戸建て住宅以外	1・2・3・4 5・6・7	
	8	北±22.5 度以外の方位に設置された開口部が次のイからハのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が 0.52 以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が 0.65 以下であるもの ハ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの

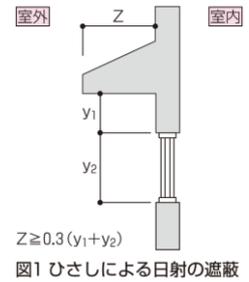
※ 「開口部の日射熱取得率」は、JIS A 2103に定める計算方法又はJIS A 1493に定める測定方法によるものとする。

※ 「ガラスの日射熱取得率」は、JIS R 3106に定める測定方法によるものとする。



### 用語の定義

**開口部**: 当該開口部の面積の大部分が透明材料であるものに限る。  
**付属部材**: 紙障子、外付けブラインドその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるもの。  
**外付けブラインド**: 開口部の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド。  
**ひさし、軒等**: オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部下端までの高さの0.3倍以上のもの。



### 開口部の日射遮蔽措置の適用範囲

天窗以外の開口部で、当該開口部の面積(当該開口部が2以上の場合においては、その合計の面積)が単位住戸の床面積の4%以下となるものは日射遮蔽性能の基準を適用しないことができる。

## 2 躯体の断熱性能等

### (1) 躯体の断熱材の熱抵抗

躯体の部位ごとの断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、構造、構法又は工法、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上とします。



### 躯体の熱貫流率の基準

躯体の断熱性能等は、断熱材の熱抵抗ではなく躯体の熱貫流率の基準で満たすこともできます。

躯体の熱貫流率の基準は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)」をご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/07.html>

<表 8-3-3 断熱材の熱抵抗の基準値一覧表>

住宅の種類	構造、構法又は工法	部位		断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 m <sup>2</sup> ·K/W)				
					地域の区分				
					1・2	3	4	5・6・7	8
一戸建て住宅		屋根又は天井		内断熱	8.9	5.4	5.4	5.4	0.7
				外断熱	10.9	6.1	6.1	6.1	0.6
				両面断熱	5.7	4.0	4.0	4.0	0.6
	鉄筋コンクリート造等	壁		内断熱	5.4	2.7	2.7	2.7	
				外断熱又は両面断熱	2.8	1.8	1.8	1.8	
	床	外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	5.3	5.3	2.3	2.3		
			外断熱	12.3	12.3	3.2	3.2		
		その他の部分		内断熱又は両面断熱	2.9	2.9	1.3	1.3	
				外断熱	5.9	5.9	1.8	1.8	

住宅の種類	構造、構法 又は工法	部 位		断熱材の 施工法	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 m <sup>2</sup> ·K/W)				
					地域の区分				
					1・2	3	4	5・6・7	8
一戸 建て 住宅	鉄筋コンク リート造等	土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	3.5	3.5	1.7	1.7	
			その他の部分		1.2	1.2	0.5	0.5	
	木造軸組構法	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	6.6	4.6	4.6	4.6	0.96
					天井	5.7	4.0	4.0	4.0
		壁			3.3	2.2	2.2	2.2	
		床	外気に接する 部分		5.2	5.2	3.3	3.3	
			その他の部分		3.3	3.3	2.2	2.2	
		土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分		3.5	3.5	1.7	1.7	
	その他の部分		1.2	1.2	0.5	0.5			
	木造枠組壁 工法	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	6.6	4.6	4.6	4.6	0.96
			天井		5.7	4.0	4.0	4.0	0.89
		壁			3.6	2.3	2.3	2.3	
		床	外気に接する 部分		4.2	4.2	3.1	3.1	
			その他の部分		3.1	3.1	2.0	2.0	
		土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分		3.5	3.5	1.7	1.7	
	その他の部分		1.2	1.2	0.5	0.5			
木造軸組構法、 木造枠組壁工 法又は鉄骨造	屋根又は天井		外張断熱 又は 内張断熱	5.7	4.0	4.0	4.0	0.78	
	壁			2.9	1.7	1.7	1.7		
	床	外気に接する 部分		3.8	3.8	2.5	2.5		
		その他の部分							
	土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分		3.5	3.5	1.7	1.7		
		その他の部分		1.2	1.2	0.5	0.5		
一戸 建て 住宅 以外	鉄筋コンク リート造等	屋根又は天井		内断熱	2.5	1.6	1.2	0.9	0.7
				外断熱又は 両面断熱	2.3	1.6	1.1	0.9	0.6
		壁		内断熱	1.9	1.2	0.8	0.8	
				外断熱又は 両面断熱	1.4	1.0	0.7	0.7	
	床	外気に接する 部分	内断熱又は 両面断熱	2.0	1.4	1.0	0.8		
			外断熱	3.5	2.0	1.3	1.0		
	その他の部分		内断熱又は 両面断熱	1.2	0.8	0.5	0.4		

住宅の種類	構造、構法又は工法	部 位		断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 $m^2 \cdot K/W$ )				
					地域の区分				
					1・2	3	4	5・6・7	8
一戸建て住宅以外	鉄筋コンクリート造等	床	その他の部分	外断熱	2.2	1.2	0.7	0.5	
					土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	1.7	0.6	0.6
		その他の部分	0.5	0.1		0.1	0.1		
	木造軸組構法又は木造枠組壁工法	屋根又は天井	屋根	充填断熱	2.9	2.0	1.4	1.1	1.0
			天井		2.3	1.6	1.1	0.9	0.8
		壁			2.5	1.8	1.1	1.1	
		床	外気に接する部分		3.4	2.9	2.9	2.9	
			その他の部分		2.1	1.7	1.7	1.7	
		土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分		1.2	0.6	0.6	0.6	
	その他の部分		0.4	0.1	0.1	0.1			
	木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造	屋根又は天井		外張断熱又は内張断熱	2.5	1.7	1.2	1.0	0.9
		壁			2.2	1.6	1.0	1.0	
		床	外気に接する部分		3.1	2.6	2.6	2.6	
			その他の部分						
		土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分		1.2	0.6	0.6	0.6	
			その他の部分		0.4	0.1	0.1	0.1	

- ① 単位住戸において複数の構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法を採用している場合にあつては、それぞれの構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- ② 鉄筋コンクリート造等において、両面断熱を採用している場合にあつては、室外側の断熱材の熱抵抗と室内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる両面断熱の基準値により判定する。
- ③ 木造軸組構法又は木造枠組壁工法において、一の部位に充填断熱と外張断熱を併用している場合にあつては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる充填断熱の基準値により判定する。
- ④ 土間床等の外周部分の基礎壁は、当該基礎壁の室外側若しくは室内側又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。
- ⑤ 表において、床の外気に接する部分のうち単位住戸の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、その他の部分とみなすことができる。



### 用語の定義

- 内断熱：鉄筋コンクリートその他これに類する構造体（以下「鉄筋コンクリート等の構造体」という。）の室内側に断熱施工する方法
- 外断熱：鉄筋コンクリート等の構造体の室外側に断熱施工する方法
- 両面断熱：鉄筋コンクリート等の構造体の室内側及び室外側の両方に断熱施工する方法
- 充填断熱：木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、屋根にあつては屋根組材の間、天井にあつては天井面、壁にあつては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあつては床組材の間に断熱施工する方法
- 外張断熱：木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、屋根及び天井にあつては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の室外側、壁にあつては柱、間柱及びたて枠の室外側、外気に接する床にあつては床組材の室外側に断熱施工する方法
- 内張断熱：木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、壁における柱及び間柱の室内側に断熱施工する方法

### (2) 鉄骨造の壁の断熱材の熱抵抗値

表8-3-3によらず鉄骨造の住宅の壁であつて、断熱材の施工法が充填断熱であるものの当該断熱材の熱抵抗は、次の表に掲げる基準値以上とします。

<表8-3-4 鉄骨造住宅(充填断熱工法)の場合の熱抵抗の基準値一覧>

住宅の種類	外装材の熱抵抗 (単位 $m^2 \cdot K/W$ )	断熱材を 施工する 箇所の区分	一般部の断熱層 を貫通する金属 部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 $m^2 \cdot K/W$ )				
				地域の区分				
				1・2	3	4	5・6・7	8
一戸建て 住宅	0.56以上	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.91	0.63	0.08	0.08	
		一般部	なし	2.12	1.08	1.08	1.08	
			あり	3.57	2.22	2.22	2.22	
	金属部材	あり	0.72	0.33	0.33	0.33		
	0.15以上 0.56未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.91	0.85	0.31	0.31	
		一般部	なし	2.43	1.47	1.47	1.47	
			あり	3.57	2.22	2.22	2.22	
	金属部材	あり	1.08	0.50	0.50	0.50		
	0.15未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.91	1.27	0.63	0.63	
		一般部	なし	3.00	1.72	1.72	1.72	
			あり	3.57	2.22	2.22	2.22	
	金属部材	あり	1.43	0.72	0.72	0.72		
一戸建て 住宅以外	0.5以上	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.2	1.2	0.4	0.4	
		一般部	なし	1.5	1.0	1.0	1.0	
			あり	2.5	2.0	1.9	1.9	
	金属部材	あり	0.7	0.3	0.3	0.3		
	0.1以上 0.5未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.6	1.6	0.8	0.8	
		一般部	なし	1.9	1.4	1.4	1.4	
			あり	3.0	2.4	2.3	2.3	
	金属部材	あり	1.2	0.7	0.7	0.7		
	0.1未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.7	1.7	0.9	0.9	
		一般部	なし	2.0	1.5	1.5	1.5	
			あり	3.1	2.5	2.4	2.4	
	金属部材	あり	1.3	0.8	0.8	0.8		



補足事項 用語の定義

外装材: 鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料。

断熱層: 断熱材で構成される層。

金属部材: 断熱層を貫通する金属製下地部材。

## 8-4 ZEH水準の仕様基準について

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)の1の(2)のイ若しくはロ及び(3)に定める基準<抜粋>

### 1 開口部の断熱性能・日射遮蔽措置

#### (1) 開口部の断熱性能(熱貫流率の基準値)

開口部の熱貫流率が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であることとします。

<表 8-4-1 開口部の熱貫流率の基準>

建物の種類	熱貫流率の基準値 (単位 W/(m <sup>2</sup> ·K))			
	地域の区分			
	1・2	3	4・5・6・7	8
一戸建て住宅	1.9	1.9	2.3	
一戸建て住宅以外	1.9	2.3	2.9	



#### 開口部の断熱性能の適用範囲

窓の面積(当該窓が2以上の場合においては、その合計の面積)が単位住戸の床面積の2%以下となるものは断熱性能の基準を適用しないことができる。

地域の区分別の断熱材の熱抵抗及び開口部の熱貫流率に合致する製品の例を、断熱建材協会ホームページからご確認いただけます。

(断熱建材協会) [https://dankenkyou.com/energy\\_saving2.html](https://dankenkyou.com/energy_saving2.html)  
 トップページ>誘導基準(仕様基準)断熱材・窓等 製品リスト



#### (2) 開口部の日射遮蔽措置(日射熱取得率、付属部材等の基準)

8-3 省エネ基準の仕様基準について の 1 開口部の断熱性能・日射遮蔽措置 の(2)(P.15)に同じ。

### 2 躯体の断熱性能等

#### (1) 躯体の断熱材の熱抵抗

躯体の部位ごとの断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、構造、構法又は工法、断熱材の施工法、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上とします。



#### 躯体の熱貫流率の基準

躯体の断熱性能等は、断熱材の熱抵抗ではなく躯体の熱貫流率の基準で満たすこともできます。

躯体の熱貫流率の基準は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)」をご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/07.html>

<表 8-4-2 断熱材の熱抵抗の基準値一覧表>

住宅の種類	構造、構法 又は工法	部 位		断熱材の 施工法	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 $m^2 \cdot K/W$ )				
					地域の区分				
					1・2	3	4・5・6・7	8	
一戸建て住宅	鉄筋コンクリート造等	屋根又は天井		内断熱	8.9	6.1	6.1	0.7	
				外断熱	10.9	7.0	7.0	0.6	
				両面断熱	5.7	4.4	4.4	0.6	
		壁		内断熱	8.9	3.7	3.7		
				外断熱又は 両面断熱	3.7	2.2	2.2		
		床	外気に接する部分		内断熱又は 両面断熱	5.3	5.3	2.3	
					外断熱	12.3	12.3	3.2	
			その他の部分		内断熱又は 両面断熱	2.9	2.9	1.3	
					外断熱	5.9	5.9	1.8	
		土間床等の 外周部分の 基礎壁		外気に接する部分	3.5	3.5	1.7		
				その他の部分	1.2	1.2	0.7		
		木造軸組構法 又は木造枠組 壁工法		屋根又は 天井		屋根	6.9	5.7	5.7
	天井					5.7	4.4	4.4	0.8
	壁			充填断熱	4.0	2.7	2.7		
	床			外気に接する部分	5.0	5.0	3.4		
				その他の部分	3.3	3.3	2.2		
	土間床等の 外周部分の 基礎壁			外気に接する部分	3.5	3.5	1.7		
				その他の部分	1.2	1.2	0.7		
	木造軸組構法、 木造枠組壁工 法又は鉄骨造			屋根又は天井			6.3	4.8	4.8
			壁		外張断熱 又は 内張断熱	3.8	2.3	2.3	
床			外気に接する部分	4.5	4.5	3.1			
			その他の部分						
土間床等の 外周部分の 基礎壁			外気に接する部分	3.5	3.5	1.7			
			その他の部分	1.2	1.2	0.7			
一戸建て住宅 以外	鉄筋コンクリート造等	屋根又は天井		内断熱	3.3	2.3	1.6	0.7	
				外断熱又は 両面断熱	3.1	2.2	1.6	0.6	
		壁		内断熱	2.1	1.4	1.2		
				外断熱又は 両面断熱	1.5	1.1	1.0		
		床	外気に接する部分		内断熱又は 両面断熱	2.6	1.9	1.4	
					外断熱	5.3	3.2	2.0	
			その他の部分		内断熱又は 両面断熱	1.7	1.1	0.8	

住宅の種類	構造、構法又は工法	部 位		断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 $m^2 \cdot K/W$ )				
					地域の区分				
					1・2	3	4・5・6・7	8	
一戸建て住宅以外	鉄筋コンクリート造等	床	その他の部分	外断熱	3.5	2.0	1.2		
		土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	1.7	1.7	0.6		
			その他の部分		0.5	0.5	0.1		
	木造軸組構法又は木造枠組壁工法	屋根又は天井	屋根	充填断熱	4.4	2.5	2.0	1.0	
			天井		3.4	2.0	1.6	0.8	
		壁			2.5	2.1	1.8		
		床	外気に接する部分		3.4	3.4	2.9		
			その他の部分		2.1	2.1	1.7		
		土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分		内断熱、外断熱又は両面断熱	1.2	1.0	0.6	
			その他の部分			0.4	0.3	0.1	
		木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造	屋根又は天井		外張断熱又は内張断熱	3.7	2.1	1.7	0.9
	壁		2.2	1.8		1.6			
	床		外気に接する部分	3.1		3.1	2.6		
			その他の部分						
	土間床等の外周部分の基礎壁		外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱		1.2	1.0	0.6	
			その他の部分			0.4	0.3	0.1	

- ① 単位住戸において複数の構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- ② 鉄筋コンクリート造等において、両面断熱を採用している場合にあっては、室外側の断熱材の熱抵抗と室内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる両面断熱の基準値により判定する。
- ③ 木造軸組構法又は木造枠組壁工法において、一の部位に充填断熱と外張断熱を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる充填断熱の基準値により判定する。
- ④ 土間床等の外周部分の基礎壁は、当該基礎壁の室外側若しくは室内側又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。
- ⑤ 表において、床の外気に接する部分のうち単位住戸の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、その他の部分とみなすことができる。



### 用語の定義

- 内 断 熱：鉄筋コンクリートその他これに類する構造体(以下「鉄筋コンクリート等の構造体」という。)の室内側に断熱施工する方法
- 外 断 熱：鉄筋コンクリート等の構造体の室外側に断熱施工する方法
- 両 面 断 熱：鉄筋コンクリート等の構造体の室内側及び室外側の両方に断熱施工する方法
- 充 填 断 熱：木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法
- 外 張 断 熱：木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の室外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の室外側、外気に接する床にあっては床組材の室外側に断熱施工する方法
- 内 張 断 熱：木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、壁における柱及び間柱の室内側に断熱施工する方法

(2) 鉄骨造の壁の断熱材の熱抵抗

表8-4-2によらず鉄骨造の住宅の壁であって、断熱材の施工法が充填断熱であるものの当該断熱材の熱抵抗は、次の表に掲げる基準値以上とします。

<表8-4-3 鉄骨造住宅(充填断熱工法)の場合の熱抵抗の基準値一覧>

住宅の種類	外装材の熱抵抗値 (単位 $m^2 \cdot K/W$ )	断熱材を施工する箇所の区分	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 $m^2 \cdot K/W$ )				
				地域の区分				
				1・2	3	4・5・6・7	8	
一戸建て住宅	0.5以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.2	1.2	1.2		
		一般部	なし	3.0	1.7	1.7		
			あり	3.2	2.7	2.7		
		金属部材	あり	1.4	0.9	0.9		
		0.1以上 0.5未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.6	1.6	1.6	
			一般部	なし	3.4	2.1	2.1	
	あり			3.6	3.2	3.2		
	金属部材	あり	1.8	1.4	1.4			
	0.1未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.7	1.7	1.7		
		一般部	なし	3.5	2.2	2.2		
			あり	3.7	3.3	3.3		
		金属部材	あり	1.9	1.5	1.5		
一戸建て住宅以外		0.5以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.2	1.2	1.2	
			一般部	なし	1.5	1.2	1.0	
	あり			2.5	2.1	2.0		
	金属部材		あり	0.7	0.5	0.3		
	0.1以上 0.5未満		鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.6	1.6	1.6	
			一般部	なし	1.9	1.6	1.4	
		あり		3.0	2.5	2.4		
	金属部材	あり	1.2	0.9	0.7			
	0.1未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.7	1.7	1.7		
		一般部	なし	2.0	1.7	1.5		
			あり	3.1	2.6	2.5		
		金属部材	あり	1.3	1.0	0.8		



用語の定義

外装材：鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料。

断熱層：断熱材で構成される層。

金属部材：断熱層を貫通する金属製下地部材。

参考 地域の区分（8-3・8-4関連）

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、土別市、名寄市、伊達市(旧大滝村に限る。)、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町(旧歌登町に限る。)、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村に限る。)、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町
2	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市(旧伊達市に限る。)、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町(旧八雲町に限る。)、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二七〇町、真狩村、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、釧淵町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町(旧枝幸町に限る。)、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町(旧幕別町に限る。)、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町
	青森県	平川市(旧碓ヶ関村に限る。)
	岩手県	八幡平市(旧安代町に限る。)、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町(旧館岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。)
	栃木県	日光市(旧栗山村に限る。)
	群馬県	嬭恋村、草津町、片品村
	長野県	塩尻市(旧檜川村に限る。)、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曾町(旧開田村に限る。)
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市(旧尾上町、旧平賀町に限る。)、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鱈町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市(旧西根町、旧松尾村に限る。)、一関市(旧大東町、旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村に限る。)、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町
	宮城県	七ヶ宿町
	秋田県	能代市(旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高皇町、川西町、小国町、飯豊町
	福島県	二本松市(旧東和町に限る。)、下郷町、只見町、南会津町(旧田島町に限る。)、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯館村
	栃木県	日光市(旧足尾町に限る。)
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村
	石川県	白山市(旧白峰村に限る。)
	山梨県	北杜市(旧小淵沢町に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
	長野県	上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、売木村、上松町、王滝村、木曾町(旧木曾福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。)、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町
	岐阜県	飛騨市、郡上市(旧高鷲村に限る。)、下呂市(旧小坂町、旧馬瀬村に限る。)、白川村
	奈良県	野迫川村
	広島県	廿日市市(旧吉和村に限る。)
4	青森県	鯉ヶ沢町、深浦町
	岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る。)、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町
	宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市(旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。)、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
	福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市(旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。)、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
	茨城県	城里町(旧七会村に限る。)、大子町

参考 地域の区分（8-3・8-4関連）

地域の区分	都道府県名	市町村	
4	栃木県	日光市(旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。)、那須塩原市、塩谷町、那須町	
	群馬県	高崎市(旧倉淵村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町	
	埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)	
	東京都	檜原村、奥多摩町	
	新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村	
	石川県	白山市(旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。)	
	福井県	池田町	
	山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、富士吉田市、北杜市(旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。)、甲州市(旧大和村に限る。)、道志村、西桂町、富士河口湖町	
	長野県	長野市、松本市、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市(旧塩尻市に限る。)、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村	
	岐阜県	高山市、中津川市(旧長野県木曾郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市(旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。)、東白川村	
	愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)、設楽町(旧津具村に限る。)、豊根村	
	兵庫県	香美町(旧村岡町、旧美方町に限る。)	
	奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、曾爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村	
	和歌山県	高野町	
	鳥取県	若桜町、日南町、日野町	
	島根県	飯南町、吉賀町	
	岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、真庭市(旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、西粟倉村、吉備中央町	
	広島県	庄原市(旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。)、安芸太田町、世羅町、神石高原町	
	愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、久万高原町	
	高知県	いの町(旧本川村に限る。)、梶原町	
	5	宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
		秋田県	にかほ市
		山形県	酒田市(旧酒田市に限る。)
福島県		福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町	
茨城県		水戸市、土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町(旧常北町、旧桂村に限る。)、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町	
栃木県		宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町	
群馬県		桐生市(旧新里村に限る。)、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉町	
埼玉県		秩父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町	
千葉県		印西市、富里市、栄町、神崎町	
東京都		青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町	
神奈川県		山北町、愛川町、清川村	
新潟県		新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村	
富山県		富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町	
石川県		七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴来町に限る。)、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	
福井県		大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町	
山梨県		甲府市(旧中道町に限る。)、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市(旧武川村に限る。)、甲斐市、笛吹市(旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。)、上野原市、甲州市(旧塩山市、旧勝沼町に限る。)、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町	
長野県		飯田市、喬木村	
岐阜県		大垣市(旧上石津町に限る。)、中津川市(旧中津川市に限る。)、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市(旧美並村に限る。)、土岐市、関ヶ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町	
静岡県		御殿場市、小山町、川根本町	
愛知県		設楽町(旧設楽町に限る。)、東栄町	
三重県		津市(旧美杉村に限る。)、名張市、いなべ市(旧北勢町、旧藤原町に限る。)、伊賀市	
滋賀県		大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	
京都府		福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町	
大阪府		豊能町、能勢町	

参考 地域の区分 (8-3・8-4 関連)

地域の区分	都道府県名	市町村
5	兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町(旧温泉町に限る。)
	奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村
	和歌山県	田辺市(旧龍神村に限る。)、かつらぎ町(旧花園村に限る。)、日高川町(旧美山村に限る。)
	鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
	島根県	益田市(旧美都町、旧匹見町に限る。)、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町
	岡山県	津山市(旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。)、高梁市、新見市、備前市、真庭市(旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町に限る。)、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
	広島県	府中市、三次市、庄原市(旧庄原市に限る。)、東広島市、廿日市市(旧佐伯町に限る。)、安芸高田市、熊野町、北広島町
	山口県	下関市(旧豊田町に限る。)、萩市(旧むつみ村、旧福栄村に限る。)、美祢市
	徳島県	三好市、上勝町
	愛媛県	大洲市(旧肱川町、旧河辺村に限る。)、内子町(旧小田町に限る。)
	高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町
	福岡県	東峰村
	熊本県	八代市(旧泉村に限る。)、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、水上村、五木村
	大分県	佐伯市(旧宇目町に限る。)、由布市(旧湯布院町に限る。)、九重町、玖珠町
宮崎県	椎葉村、五ヶ瀬町	
6	茨城県	日立市、土浦市(旧新治村を除く。)、古河市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市(旧倉淵村を除く。)、桐生市(旧桐生市に限る。)、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	東京都	東京 23 区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	石川県	金沢市、白山市(旧松任市に限る。)、小松市、野々市市
	福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
	山梨県	甲府市(旧甲府市に限る。)、南部町、昭和町
	岐阜県	岐阜市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市(旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
	愛知県	名古屋市長久手市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市(旧稻武町を除く。)、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市(旧員弁町、旧大安町に限る。)、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町
	滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市
	京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町(旧村岡町、旧美方町を除く。)、新温泉町(旧浜坂町に限る。)
	奈良県	奈良市(旧都祁村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市(旧大塔村を除く。)、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町

参考 地域の区分（8-3・8-4関連）

地域の区分	都道府県名	市町村	
6	和歌山県	海南市、橋本市、有田市、田辺市（旧本宮町に限る。）、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町（旧花園村を除く。）、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町（旧川辺町、旧中津村に限る。）、上富田町、北山村	
	鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町	
	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市（旧益田市に限る。）、大田市、安来市、江津市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	
	岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	
	広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町	
	山口県	宇部市、山口市、萩市（旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村に限る。）、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	
	徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町	
	香川県	全ての市町	
	愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市（旧大洲市、旧長浜町に限る。）、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町（旧内子町、旧五十崎町に限る。）、伊方町、松野町、鬼北町	
	高知県	香美市、馬路村、いの町（旧伊野町に限る。）、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、三原村、黒潮町	
	福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	
	佐賀県	全ての市町	
	長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町に限る。）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町	
	熊本県	八代市（旧坂本村、旧東陽村に限る。）、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町	
	大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市（旧挾間町、旧庄内町に限る。）、国東市、姫島村、日出町	
	宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町	
鹿児島県	伊佐市、湧水町		
7	千葉県	館山市、勝浦市	
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村	
	神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市	
	静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町	
	愛知県	豊橋市	
	三重県	熊野市、御浜町、紀宝町	
	大阪府	岬町	
	和歌山県	和歌山市、御坊市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	
	山口県	下関市（旧豊田町を除く。）、	
	徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町	
	愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市（旧新居浜市に限る。）、松前町、愛南町	
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町	
	福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町	
	長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町	
	熊本県	熊本市、八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町	
	大分県	大分市（旧野津原町を除く。）、佐伯市（旧宇目町を除く。）、	
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町	
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町	
	8	東京都	小笠原村
		鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県		全ての市町村	

注) この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によって表示されたものとする。  
ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

## 8-5 よくある質問

よくある質問は、住宅金融支援機構ホームページ(<https://jhffaq.jp/jhffaq/jhf/web/index.html>)に掲載しています。右記の二次元コードよりご確認ください。



## 融資に関するお問い合わせ

### 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター

**0120-0860-35** (通話無料)

営業時間9:00~17:00  
(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合は、次の番号におかけください  
(通話料がかかります。)

電話 : 048-615-0420

## 技術基準・物件検査に関するお問い合わせ

### 住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部 技術支援グループ

**03-5800-8163** (通話料がかかります。)

営業時間 9:00~17:00 (月~金曜日)